

アメリカにおける特殊教育の教育課程について

徳永 豊 ・ 松村 勘由
(知的障害教育研究部) (聴覚・言語障害教育研究部)

I. はじめに

アメリカでは1980年代に「危機に立つ国家」が提出された頃から、教育が重要課題となった。これまでは、学校における学習内容については、州や郡等の裁量であり、連邦政府はそのことに関与しなかったが、この頃から、連邦政府は各州で教育課程の基準を作成するよう方針を変更した。

1989年にジョージ・H・W・ブッシュ大統領と政府は、教育の国家方針を示し、2000年までの「6つの目標」をかかげ、これはビル・クリントン大統領により引き継がれ、新たな2つの目標が加えられ、Goals 2000: Educate America Act(P.L.103-227)となった。

そこでは、読み・書き・計算能力の向上が強調され、以下の目標とされた¹⁾。

- ・就学前に学ぶ準備ができていること
- ・高校の卒業率を高めること
- ・4年、8年、12年生の段階において主要教科の習熟度が決められた水準に達していること
- ・算数と理科の学力を世界一にすること
- ・すべてのアメリカ人が読み書きができること
- ・学校が規律を回復すること
- ・21世紀に応じた知識と技能を習得すること
- ・親の関与と連携

これらの目標を達成するために、全州における学力検査の実施とその結果の報告が義務づけられ、校長のリーダーシップが課題とされた。これらの動向は、州が担っていた教育に対して、連邦政府の関与が強まり、教育水準を向上させていこうとする政策と考えられる。

2001年に、ジョージ・W・ブッシュが大統領に就任し、教育政策は、アカウントビリティの重視など前大統領の基本姿勢を受け継ぎながら、積極的な政策を展開している。

ブッシュ大統領は、2001年に「おちこぼれを一人もつくらないために (No Child Left Behind)」とする教育改革指針をまとめた。この方針は、「学力の底上げ」を目標とし、「教育基準」の設定とこれに基づく学力テストの実施、基準達成に向けた学校や地域の取組み

の説明責任などであった。

各州は、教育内容の基準化や学力評価の実施など教育改革に自主的に取り組んでいる²⁾。具体的には、後述するサウスダコタ州のような取組みがみられる。

II. 小中学校等の教育課程の基準

アメリカでは、連邦政府が教育に関する方針やその施策を州当局に委託しているため、各州や郡等で独自に学校制度、修学年限などを定めることができるようになってきている。そのため、教育制度も州によって異なり、一律に特殊教育、教育課程の基準について言及することは困難である³⁾。

障害のある子どもの教育における教育課程の基準についても州のレベルで策定されていて、さらに郡や学区で詳細な教育課程の基準が決められている。現在、国の政策として国の教育課程の基準策定に向かっているものの、法的な規定はない。

通常の義務教育は、6歳から16歳までである。各州は、共通して使う教育課程の基準を規定している。小学校段階の教科については州によって、ばらつきはあるが、一般的に英語、算数、社会、科学、美術、音楽、健康、体育となっている。さらに中学校段階は一般的に、英語、算数、社会、科学、美術、音楽、健康、体育、外国語となっている。評価については、多くの州で統一学力検査が実施されている。

III. 特殊教育における教育課程の基準と評価

障害のある子どもの教育は、1975年の全障害児教育法 (PL94-142) を基礎として、1990年にIDEA (Individuals with Disabilities Education Act) と名称が変更され、1997年に改訂されたIDEAによって提供されている。障害のある子どもとその家族に無償で適切な教育を保証することが規定されて、個々の子どもには、個別教育計画 (IEP: Individualized Education Program) が作成され、この計画に基づいて教育が行われている。また、最も制約の少ない環境 (LRE: Least Restrictive Environment) の中で教育を行うことが求められている。

つまり、障害のある子どもの教育を通常の学級の中で行うための努力が払われている一方、障害のある子どもには多様な教育的サービスを連続体（Continuum of Service）として提供している。

障害のある子どもへは、適切な教育プログラムが提供されるということであり、特別のカリキュラムがあるわけではない。最も制約の少ない環境（LRE:Least Restrictive Environment）の中で、IEPと通常のカリキュラムとつながりをつけつつ、学力の向上の流の中で、その教育が提供されている。

各州毎に、カリキュラムの基準（SOL：Standards of learning）を設け、その基準を障害のある子どもにも適用している。

つまり、障害のある子どもへの特別な支援があるということでは、「特殊教育」があり「通常の教育」と区別される。しかし、そのための特別な教育基準があるのではなく、教育の目標は通常の教育と同じである。教育サービスの連続体（Continuum of Service）という視点から、個々の子どもの状況に応じた支援プログラムを用意することになっている。

IV. 特殊教育における教育課程上の工夫

IDEA(Individuals with Disabilities Act)のもと、障害のある子どもについて、その学習ニーズに応じるための文書である別教育計画（IEP:Individualized Education Program）が作成され、この計画に基づいて教育が行われている。また、0-2歳までは、子どものニーズ、より多くは家族のニーズに焦点をあてた個別家族サービス計画(IFSP: Individual Family Service Plan)がある。

1. 個別教育計画（IEP）

IEPの作成の手続きやその内容は、州によって異なる。その内容としては、①子どもの現在のパフォーマンスのレベル、②年間のゴール及び短期的な目標、③提供される特殊教育及び関連するサービス、④通常の教育プログラムへの参加、⑤移行教育サービス、⑥IEPに適用される時間枠、⑦評価手続き及び評価規準などとされている4)。

その作成においては、チャイルド・スタディ・チーム（child study team）とよばれるグループで作成され、これには保護者、子どもの担任、学校区の代表者、その他に様々な領域の専門家が含まれる。

テキサス州の場合は、その手続きは以下のようになっている5)。

0-2歳までは、子どものニーズ、より多く家族の

ニーズに焦点をあてた個別家族サービス計画(IFSP)がある。

早期幼児期介入プログラム担当者は、個別家族サービス計画の中でサービスを受けている障害のある幼児について、その幼児が3歳になる前に、学区の教育委員会に連絡をしなければならない。

3歳で公立学校教育に移行する前に、障害の認定、IEPの作成、レビュー、障害認定の取り消しにかかわる会議(Admission, Review, Dismissal 会議で、以後ARD会議とする)において評価を受けられるようにする。

会議の全ての段階で、親は対等なパートナーとして参加する権利がある。特に1997年のIDEA修正により、それまで親が参加できなかった障害の認定についても参加する権利が生じた。

早期幼児期介入プログラムに入っていない、障害のある幼児について、各学区は積極的に見つける努力をすることが、連邦法の早期の障害認定（Child Find）によって規定されている。3歳で公立学校教育を受ける障害児は、入学の90日前までにARD会議で評価を受け、IEPが作成されている必要があるが、それ以降に学区に連絡が入った幼児も、暫定的IEPで公立学校教育のサービスを受けることができる。3歳までにIEPが作成されるよう、学区を監督する責任が、テキサス教育庁にある。

このような蓄積の上で、義務教育の幼稚園から、次の初等教育へと移行していく。

手続きの段階は以下ようになる。① 照会、②権利についての通達、③総合的な個別アセスメント、④ARD会議、⑤個別教育計画の作成である。

子どもが教育を受ける場が決定されるプロセスについては、ARD委員会が個別教育計画について合意に達すると、次のステップはどの場において特殊教育および関連サービスを提供するかを決定することになる。親は教育の場にかかわるあらゆる決定に参加する権利がある。会議は少なくとも毎年一回行い、生徒の個別的ニーズに基づいて行われる。決定は、アセスメントの情報に基づかなければならず、その決定が障害のレッテルあるいはスタッフの都合によって行われてはならないことが法律および規則で規定されている。

2. 機能的教育課程（Functional Curriculum）

IEPを作成し、どのように指導課題を設定していくかの基礎に、子どもの実態把握がある。実態把握をもとに、指導課題を設定していく上で、重度な障害がある子どもの場合には、何を基準とするのであろうか。重度の障害がある場合には、州で規定された教育内容

では適切でない場合が考えられる。その際に、いくつかの州においては、機能的教育課程（Functional Curriculum）を活用している。

渡邊（1998）によれば、重度の障害を伴う子どもには、その発達レベルに応じた内容が用意されることが多かったが、その考え方では、実生活における有効性という観点からは適切でなく、家庭や地域において可能な限り充実した生活を送るために必要とするスキルに重点をおくカリキュラムが必要となり、機能的な教育課程という考え方が拡大した。

この考え方では、①生活スキルの目録づくり、②子どもの状況の評価、③指導を行うスキルの優先順位の検討という手続きで、優先的な課題が決定される。

この機能的教育課程は、国がガイドラインを示したものでなく、各州の判断で、活用するところがいくつか見られた。この機能的教育課程についても、「学力の底上げ」「教育基準の設定」「学力テストの実施」等の動向の中で、教育課程の基準との連続性が課題となっている。

3. IEPにおける見直し

1997年のIDEA修正により、①障害のある子どもが低い就職率にあることや②教師等の関係者が子どもの学習に低い期待しか持っていないことが指摘された。そして改善の方法の一つとして、障害のある子どもも通常の教育課程や評価に、可能であれば参加することが強調されている。つまり、個別教育計画を作成する上でも、通常の教育課程と評価を前提とすることが求められている¹⁾。

IEP、つまり個別教育計画についての改訂が重ねられ、教育課程との関係で、次のような点が強調されている。

①教育的達成の記述に、障害が教育課程の学習や内容の達成にどのように影響を与えるかを含む

②目標設定において、教育課程とのつながりを記述する

③サービスの内容が教育課程に含まれるか、含まれないかを区別する

④通常の活動（教育課程）に参加しない明確な理由を記述する

⑤必要な評価に参加する場合の手だてや参加しない理由を明記する

このように障害のある子どもの教育を計画する際には、教育内容の基準に示された共通の内容を学習すること、共通の基準で進歩することを前提とし、その修正は注意深く実施することが強調されている。

V. サウスダコタ州の機能的基準（Functional Standard）

教育水準を向上させるために、各州は、その教育内容の基準を改善していくことが求められている。サウスダコタ州では、1997年に教科の基準を改善する法律が議会を通過し、新たな基準が検討されて示された⁶⁾。1997年の改訂IDEAは、障害のある子どもの到達度を評価するように求め、それは障害のない子どもの基準や到達度と同じでなければならないことが規定された。

このような動向において、いくつかの州は障害のある子どもの基準や到達度を設定する上で、障害のない子どもと同じ構造において、子どもの能力や特性に応じた機能的基準（Functional Standards）を作成している。

サウスダコタ州では、そのガイドラインが2000年に示された⁶⁾。機能的基準とは、①自立した生活に必要なスキルの取得を習得するためのもの、②州の基準を基礎としたもの、③IEPの改善の評価において、利用者のニーズに応じたもの、④教科を基礎とするものとされている。

そのガイドラインでは、国語、算数、科学、社会の教科で、読み、書く等の各区分で、指標とベンチマーク、さらに発達の順序で配列された規準が示されている。

これは、教師が子どもの到達度を評価していく際のひとつのガイドラインを示しているものと考えられ、障害のない子どもの教育規準とのつながりを明らかとするものである。

VI. まとめとして

1973年のリハビリテーション法504条において、連邦政府の補助金を受ける事業やプログラム（学校教育を含む）において、障害者に対する差別を禁止した。この規定は、1990年のADA（American with Disabilities Act）において発展し、より包括的な禁止が確立した。

近年の取組としては、通常の教育課程にアクセスすること、通常の教育課程に含まれることを前提して、それを修正して活用すること、つながりを明確に記述すること、異なる学習内容の場合はその理由を明記することなどが強調されてきた⁷⁾。

これは、障害がある子どもの学習の成果や結果について、より質の高い教育を提供することを目指して、同じ教育課程を基礎として、それを学習する権利を守ろうとする動きと考えられる。障害を理由にした物理

的な障壁やサービス上の障壁に対応する法令の整備に続いて、教育の内容に関する教育課程上の障壁にチャレンジするものと理解できる。個別の指導計画の目標の吟味、目標に向かう活動上の制約の解消、通常の権利が失われる場合の明確な根拠が求められている。

我が国において、今後の特殊教育の教育課程を検討する上では、「特殊教育は、小中学校の教育に準ずる」ことを再検討し、教育課程の基準や学習指導要領、個別の指導計画等のつながりについて追求していくことが課題となろう。

引用参考文献

1) McLaghaughlin, M.J. & Tilstone, C (1999) Standards and curriculum-The core of educational reform. Special Education and School Reform in the United States and Britain, McLaughlin, M. & Rouse, M(eds), Routledge; London and New York..

2) 文部科学省 (2001) 2000諸外国の教育の動き

教育調査第127集 文部科学省

3) 海外教育課程研究会 (1999) 主要国における教育課程規準・評価及び教科書に関する調査研究平成10年度文部省委託研究「教育改革の推進のための総合的調査研究」報告書, 国立教育研究所

4) 渡邊章 (1998) IEPの概要とその実際 肢体不自由教育 136 16-23

5) 国立特殊教育総合研究所 (2002) 主要国の特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査研究 科学研究費補助金(特別研究促進費(2))研究成果報告書 国立特殊教育総合研究所

6) The Office of Special Education (2000) South Dakota Functional Standards, South Dakota, Department of Education and Cultural Affairs.

7) Center for Applied Special Technology (CAST) (2003) Access to the General Curriculum for Students with Disabilities: A Brief Legal Interpretation. <http://www.cast.org/ncac/index.cfm?i=4672#s1>